

定款中の変更しようとする箇所を記載した書面

改正条文	現行条文
<p>(事業)</p> <p>第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 組合員の取り扱う〇〇品の共同購買</p> <p>(2) 組合員の取り扱う〇〇品の共同受注</p> <p>(3) 組合員の取り扱う〇〇品の共同販売</p> <p>(4) 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業</p> <p>(5) 外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業</p> <p><u>(6) 組合員のためにする育成就労外国人共同受入事業</u></p> <p><u>(7) 育成就労外国人受入れに係る職業紹介事業</u></p> <p><u>(8) 組合員のためにする特定技能外国人支援事業</u></p> <p><u>(9) 特定技能外国人に係る職業紹介事業</u></p> <p><u>(10) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結</u></p> <p><u>(11) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</u></p> <p><u>(12) 組合員の福利厚生に関する事業</u></p> <p><u>(13) 前各号の事業に附帯する事業</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 組合員の取り扱う〇〇品の共同購買</p> <p>(2) 組合員の取り扱う〇〇品の共同受注</p> <p>(3) 組合員の取り扱う〇〇品の共同販売</p> <p>(4) 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業</p> <p>(5) 外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業</p> <p><b>【技能実習生の在留が0名となった際に、削除。経過措置などを考慮して、最長令和12年6月末】</b></p> <p><u>(6) 組合員のためにする特定技能外国人支援事業</u></p> <p><u>(7) 特定技能外国人に係る職業紹介事業</u></p> <p><u>(8) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結</u></p> <p><u>(9) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</u></p> <p><u>(10) 組合員の福利厚生に関する事業</u></p> <p><u>(11) 前各号の事業に附帯する事業</u></p>

## 変更理由書

例)

第7条(事業)は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律が、令和9年4月に施行されるため、それに伴って育成就労外国人共同受入事業等を新たに追加するものである。